

# 令和4年度北広島町男女共同参画人材育成助成金応募要綱

## 1. 応募資格・条件

応募のできるのは、次の条件を満たす人です。

- (1) 北広島町内に在住する人
- (2) 男女共同参画社会の実現に向けて、学習後、その成果を地域等において生かすことができる人
- (3) 今年度中に北広島町から同様の趣旨の助成金を受けていない人

## 2. 対象講座・研修等

対象となる講座、研修、会議などは、次のとおりです。

- (1) 公共団体が主催するもの
- (2) 内閣府（男女共同参画局）が主催・後援するもの
- (3) （独）国立女性教育会館が主催するもの
- (4) （公財）広島県男女共同参画財団が主催するもの
- (5) その他町長が適当と認めるもの

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は除きます。

- (1) 特定の宗教団体・政治団体が主催するもの
- (2) 特定の宗教団体・政治団体に対する支持、非難などを目的とするもの
- (3) 個人の資格取得などに関するもの
- (4) 営利活動に関するもの
- (5) その他男女共同参画との関連性が低いと認められるもの

対象講座の一例

メンタルサポーター養成講座 ※令和3年度実施状況

主催：公益財団法人 広島県男女共同参画財団

期間：令和3年10月～令和4年2月

会場：おりづるタワー10階（広島市中区大手町1-2-1）

## 3. 助成の内容

次の経費を合計した額を予算の範囲で助成します。

- (1) 講座、研修、会議などの受講費・参加負担金
- (2) 旅費（交通費等）
- (3) その他、必要と認められる経費

## 4. 応募方法

受講したい講座が開催される30日前までに、助成金交付申請書に受講を希望する講座等の開催案内等と400字程度の作文を添えて提出してください。

## 5. 応募期間

2022年4月1日から2023年3月31日まで

募集の終了は、北広島町ホームページでお知らせします。

## 6. 実績報告

学習が終了したら30日以内の実績報告書に、800字程度の受講報告と受講が確認できる書類を添えて提出してください。

## 7. 申請書等の提出先

〒731-1533 北広島町有田495番地1  
北広島町人権・生活総合相談センター